

「大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業」利用契約書

（以下「利用者」という。）と（法人名）〇〇〇〇〇〇〇（以下「事業者」という。）の提供する重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業（以下、「入院時コミュニケーションサポート事業」という。）を受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が病院スタッフとの円滑な意思疎通が出来るよう、事業者が利用者に対して、コミュニケーションサポート事業を適切に提供することを定めます。

（契約の期間）

第2条 この契約の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

第2章 サービス内容

（サービスの内容）

第3条 事業者は本契約書に基づいて、コミュニケーションサポート従事者を派遣し、利用者に入院時における病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図るための支援を行いません。なお、診療報酬の対象となるサービス内容は行いません。

第3章 利用料金

（利用料金）

第4条 事業者は、入院時コミュニケーションサポート事業の提供に当たっては、予め利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。

2 利用者は、入院時コミュニケーションサポート事業の対価として大阪市が定める利用料金の合計金額を事業者に支払うものとします。

3 大阪市が定める入院時コミュニケーションサポート事業の報酬から、前項に定める利用料金の合計金額を控除した額については、事業者が大阪市より代理受領を行います。

- 4 利用者は、本人の希望による入院時コミュニケーションサポート事業対象外サービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の月毎の合計金額を事業者に支払うものとします。事業者は、入院時コミュニケーションサポート事業対象外サービスに要する費用を、物価の変動その他の理由により相当な額に改定することが出来るものとします。尚、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨記載するものとします。

(利用料金の支払い等) ※事業者により異なりますので、参考例として掲載しています。

第5条 事業者は、入院時コミュニケーションサポート事業の利用料金合計額の請求書を、サービス提供が終了した日の翌日を起算日として10日以内に利用者へ送付するものとします。

- 2 利用者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を、請求日を起算日として10日以内に支払うものとします。

- 3 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときには、利用者へ領収証を発行します。

第4章 事業者の義務

(サービス提供の記録)

第6条 事業者は、毎回サービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

- 2 事業者は、入院時コミュニケーションサポート事業の提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する前項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項の諸記録の複写物の交付を受けることが出来ます。

(サービスの中止) ※事業者により異なりますので、参考例として掲載しています。

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。

(守秘義務)

第8条 事業者は、正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の個人情報に他を漏らさない義務を負うものとします。

- 2 事業者は、サービス提供職員等が退職後、在職中知り得た利用者又はその家族の個人

情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。

(身分証明書携行義務)

第9条 サービス提供職員は、常に身分証を携行し、利用者や病院スタッフから提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第10条 事業者は、本契約に基づく入院時コミュニケーションサポート事業の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。

3 利用者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に復する責務を負うものとします。尚、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由)

第11条 利用者又は事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

(1) 利用者が死亡した場合。

(2) 入院時コミュニケーションサポート事業が必要ないと決定された場合。

(3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合。

(4) 事業所の滅失や重大な毀損により、入院時コミュニケーションサポート事業の提供が不可能になった場合。

(5) 事業者が障がい福祉サービスの指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

(6) 第12条もしくは第13条に基づき本契約が解約された場合。

(利用者からの契約解除)

第12条 利用者は、予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することが出来るものとします。但し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することが出来るものとします。

- (1) 事業者が正当な理由なく入院時コミュニケーションサポート事業を提供しない場合。
- (2) 事業者が第8条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(事業者からの契約解除)

第 13 条 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、予告期間において文書で通知することにより本契約を解除することができるものとします。但し、次の事由に該当する場合、文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することが出来るものとします。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 第5条に基づき利用者が事業者を支払うべき入院時コミュニケーションサポート事業の利用料金を **3か月以上**滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払いがない場合。 **※事業者により異なりますので、参考例として掲載しています。**

第7章 その他

(苦情解決)

第 14 条 事業者は、提供した入院時コミュニケーションサポート事業に関する利用者等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則に基づき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

- 2 事業者は、利用者又は法定代理人等が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

(協議事項)

第 15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

事 業 者 所 在 地 _____

名 称 _____

代 表 者 _____

契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者個別の事項を定めます。

1 提供するサービス期間及び時間帯

| 期間 | 時間帯 |
|-------|-----|
| / ~ / | ~ |

2 利用料金

| | | |
|------------------------------|----------------------------|-------------------|
| 入院時コミュニケーションサポート 事業利用者負担額 | 1日あたりの利用時間が4時間30分以下の場合 | |
| | | 30分あたり75円 |
| | | (30分あたり75円×利用時間数) |
| | 1日あたりの利用時間が4時間30分を超える場合 | |
| | 1日あたり750円 | |
| 従事者交通費 | 通常の事業実施地域以外でのサービスご利用の場合、実費 | |

事業者 所在地 _____

名称 _____

代表者 _____

上記の内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____